

情報提供

那医発第254号
令和4年 1月13日

施設長 各位

那霸市医師会

会長 山城千秋
副会長 友利博朗

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

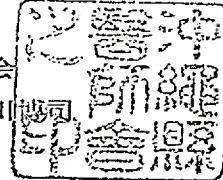
沖縄県医師会経由で下段のような「中和抗体薬の承認条件変更について」の案内通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先 (那霸市医師会 事務局: 前泊・宮城 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第1144号F
令和4年 1月11日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 砂川博司

中和抗体薬の承認条件変更について

今般、日本医師会から標記文書の発出がありましたので、ご連絡致します。

SARS-COV-2変異株（オミクロン株）の医薬品の有効性への影響については、「カシリビマブ（遺伝子組換え）/イムデビマブ（遺伝子組換え）製剤」（以下「ロナブリープ注射液」という。）において、オミクロン株への中和活性が減弱していることを示す結果が得られたとのことです。

本件は、上記のことを受け、中和抗体薬であるロナブリープ注射液及び「ゼビュディ点滴静注液 500mg」の製造業者に対し、今後、新たな変異株が生じた場合にも迅速かつ機動的に必要な対応が求めることができるよう承認条件を変更したことについての通知となっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、関係医療機関への周知方につきご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

● 中和抗体薬の承認条件変更について（令和4年1月7日（地446）（法安145））

※日本医師会文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課: 平良、宮城
 TEL:098-888-0087
 FAX:098-888-0089
 g2@okinawa.med.or.jp

(地 446) (法安 145)

令和 4 年 1 月 7 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

城守国斗

宮川政昭

(公印省略)

中和抗体薬の承認条件変更について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び同局医薬安全対策課長の連名にて各都道府県等衛生主管部（局）長宛に標記通知が発出されるとともに、医薬品審査管理課より本会に対しても周知方依頼がありました。

SARS-CoV-2 変異株（オミクロン株）の医薬品の有効性への影響については、「カシリビマブ（遺伝子組換え）／イムデビマブ（遺伝子組換え）製剤」（以下「ロナプリーブ注射液」という。）において、オミクロン株への中和活性が減弱していることを示す結果が得られました。

本件は、これを受け、中和抗体薬であるロナプリーブ注射液及び「ゼビュディ点滴静注液 500mg」の製造販売業者に対し、今後、新たな変異株が生じた場合にも迅速かつ機動的に必要な対応を求めることができるよう承認条件を変更したことについて周知を依頼するものです。

具体的な内容といたしましては、本剤の有効性が減弱するおそれがある変異株が流行している場合は、適切な患者に対して投与するよう医師に対して要請するなど、本剤の適正な使用が確保されるよう必要な措置を講じること等が追加されております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

事務連絡
令和3年12月24日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

中和抗体薬の承認条件変更について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県等衛生主管部（局）長宛て通知しましたので、貴会会員への周知をお願いします。



薬生薬審発 1224 第 20 号
薬生安発 1224 第 6 号
令和 3 年 12 月 24 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

中和抗体薬の承認条件の変更について

SARS-CoV-2 の変異株 B.1.1.529 系統（オミクロン株）については、医薬品の有効性への影響が懸念されており、製薬企業等における検討が進められているところです。

今般、カシリビマブ（遺伝子組換え）／イムデビマブ（遺伝子組換え）製剤（販売名：ロナプリーブ注射液セット 300 及び同注射液セット 1332。以下「ロナプリーブ注射液」という。）において、オミクロン株への中和活性が減弱していることを示す結果が得られたことを受け、中和抗体薬であるロナプリーブ注射液及びゼビュディ点滴静注液 500mg の製造販売業者に対し、これらの中和抗体薬の適正使用のために必要な措置を講じることを求めるとともに、今後、新たな変異株が生じた場合にも迅速かつ機動的に必要な対応を求める能够性があるよう、下記のとおり承認条件を変更しましたので、貴管内の医療機関等に対して周知願います。

なお、有効性への影響が示唆されたロナプリーブ注射液の具体的な取扱いについては、本日改正された「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について」（令和 3 年 7 月 20 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に示されていることを踏まえ、同剤の電子化された添付文書において必要な注意喚起を行うことを製造販売業者に依頼していることを申し添えます。

記

1 対象医薬品

- ・ロナブリーブ注射液セット 300 及び同注射液セット 1332 (成分名：カシリビマブ (遺伝子組換え) ノイムデビマブ (遺伝子組換え))
- ・ゼビュディ点滴静注液 500mg (成分名：ソトロビマブ (遺伝子組換え))

2 承認条件の変更の内容

次に掲げる承認条件を追加したこと。

- (1) 新規変異株の流行が懸念される場合、当該変異株に対する中和活性等を速やかに検討し、その結果を厚生労働省に提出すること。
- (2) 本剤の有効性が減弱するおそれがある変異株が流行している場合は、新規変異株に対する中和活性、新規変異株の地域ごとの流行状況等を踏まえ、適切な患者に対して投与するよう医師に対して要請するなど、本剤の適正な使用が確保されるよう必要な措置を講じること。

以上